

平成 21 年度（社）全国木材組合連合会事業報告

昨年のわが国の経済動向は、景気が急速に後退するなど深刻な企業経営環境、雇用情勢で推移しました。平成 21 年の新設住宅着工戸数は、788 千戸と実に 45 年前の水準にまでに落ち込みました。こうした中で国は景気対策を二次にわたって講じ、住宅関連では住宅ローン減税の大幅拡大と金利引き下げ、そして住宅エコポイント制度の創設などが措置されました。しかしながら、景気が停滞している中で住宅着工や木材需要の増加に結びついていないのが現状であります。政府は、昨年 12 月に「新成長戦略（基本方針）」を決定し、また、農林水産省は平成 21 年 12 月に「森林・林業再生プラン」を作成しました。さらに、平成 22 年 3 月には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案」が国会に上程されました。今、木材産業の最大の課題は木材の利用の拡大であります。こうした国の景気対策、住宅建築対策、木材利用対策など、そして何よりも木材業界自らの限りない努力により、景気回復、木材産業の業況回復が一刻も早く実現できることを強く期待するものであります。

昨年の全木連活動を顧みますと、

第一は、急速な景気後退、木材産業の業況不振に対応するための活動です。平成 21 年 4 月の「経済危機対策」、平成 21 年 12 月の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、木材産業の振興につながる対策が盛り込まれるよう要請活動等を実施し、木造の住宅建築促進、公共施設の木材利用促進、バイオマス利用対策、資金繰り対策、信用保証対策等セーフティネット措置などが実現しました。

第二に、地域材利用拡大と木材需給構造変化に対応した活動です。地域材利用の家づくりを推進するために、会員と連携して各種普及活動、木材・建築関連の制度、技術情報の提供などに取り組みました。中でも、木造住宅振興対策、住宅エコポイント制度などの有効活用とその充実強化、武道館等公共施設への木材利用活動を積極的に実施し、木材業界において長期優良住宅や地域木造住宅に関する事業などを活用した取組みなどが積極的に進められました。また、木材輸入環境の変化等に対応して、国産材への原料転換や中小工場の有機的連携による地域木材の安定供給体制の推進に取り組みました。

第三に、木材利用が促進できる制度の構築に向けた活動です。農林水産省は、平成 21 年 12 月に「農林水産省木材利用推進計画」を作成し、公共土木工事における木材使用、国の補助事業施設、庁舎の木造化と内装の木質化を徹底して取り組んでいくこととしました。また、平成 21 年 5 月の与党提案による木材利用推進のための法制度、平成 22 年 3 月の政府提案による「公共建築物等における木材の利

用の促進に関する法案」が国会に上程されました。これらの制度等については、木材業界が永年の間要請してきたものであり、その実現のための活動に取り組みました。

第四に、第 44 回全国木材産業振興大会における業界の結集と内外に向けた業界のアピールの実施です。平成 21 年 10 月 23 日に東京都内で全木連、全木協連主催、東京都木連の協力により大会を開催し、「新たな木材利用への挑戦で木材産業の創造的再興－「木づかい」で CO₂ の削減・豊かな生活－」をメインテーマに掲げて、木材産業の取組み方向の宣言決議、「木のまち・木のいえ推進と木材業の将来」についてのパネルディスカッション、表彰式を行いました。「宣言決議」は、景気対策、木材利用の一層の拡大のための対策、税制度充実、エコポイント制度の導入など 5 項目で、これを受けて会員挙げてその実現に向けて活動しました。

第五に、低炭素社会の構築に向けての温室効果ガス排出量取引の仕組みなどに対応する活動です。温室効果ガス排出量取引の国内クレジット制度、カーボンオフセットクレジット制度の開始や、商品の製造などで発生する CO₂ の量を表示するカーボンフットプリントの制度の検討が進められており、こうした動きは木材利用の推進、木材業界の新たなビジネスチャンスにつながるものであることから、その対応に積極的に取り組みました。

第六に、違法伐採対策の取組みです。合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための、「合法木材供給事業者認定団体」は 140 団体、「合法木材供給認定事業体」は 7,661 事業体になるなど供給体制の整備が進展し、合法木材の信頼性向上や利用推進の活動に取り組みました。

平成 21 年度は、以上のほか品質・性能に優れ、健康、環境に配慮した木材製品の安定的な生産・販売に向けた各種取組みを進めて参りました。これも、関係団体、関係省庁等の格別なご協力の賜物と深く感謝申し上げ以下の通り事業報告します。

I 木材利用の着実な推進

1. 消費者への戦略的木材 PR の推進

(1) 木材 P R ポスターの作成・配布

P R 委員会の検討を踏まえ木材 P R ポスター 1 万 8 千枚「家族の笑顔と健康のために」を作成し会員等に配布し、また、「もっと知りたい木材の良さ」、「木の再発見」などのパンフレットを作成して「活かして使おう国産材」フェアなどで広く一般消費者等に配布するなど木材利用の P R を実施した。

(2) 木づかい運動への参画

林野庁が展開している、国産材の利用拡大に向けた「木づかい運動」の P R 活動に対応して、全国各地において 10 月の「木づかい推進月間」を中心としてフェアや展示会等の各種イベント、一般消費者、企業向けのセミナー、シンポジウムなどが実施された。

全木連は、会員、木材利用推進中央協議会とともに、「木づかい運動」のフェア、シンポジウムなどに積極的に参加協力するとともに、様々なイベント等において「木づかいブック」を配布するなどその普及に努めた。

(3) 木材利用に関する提案 …………… 資料 1,2

平成 21 年 7 月に木材利用推進中央協議会とともに、「木材利用推進についての提案」を林野庁ほか 10 関係省庁などに要請した。また、平成 21 年 8 月には、林野庁幹部と全木連正副会長・支部長による意見交換を行い住宅・公共施設などへの木材利用の推進等を要請した。

(4) 木材表示制度の普及への支援

「木材表示推進協議会」（会長 岡野健、事務局（社）全国木材組合連合会）は、木材の原産地、加工種等情報の表示や合法木材供給事業体の認定を推進している。平成 21 年度は新たに 5 企業（6 事業所）が加わり、平成 22 年 2 月末で団体会員 4 団体、企業会員 69 社（80 事業所）、合法性証明の表示が可能な事業体数は 1 団体・72 事業所となった。合法性証明木材を示す L マークをラベリングして製品を大量にマーケットに供給する取組みも進められている。

全木連としては、今後ともこの表示制度の普及・活用に引き続き支援・協力していくこととしている。

(5) 森林を育む木のすまい普及の推進の取組み …………… 資料 3

平成 21 年度においても、環境にやさしい木材利用の推進緊急対策事業に

おける「森林を育む木のすまい普及の推進」の「普及推進支援事業」及び「街角木ポイント整備事業」に取り組んだ。平成 21 年 7 月に企画委員会を開催して事業の効果的推進を図るための事業計画を策定し、これに基づいて首都圏を対象とした「活かして使おう国産材」フェアを 2 回、消費者セミナーを 2 回開催するとともに、建築関係事業者、一般消費者などに広く「住宅等への木材利用が日本の森を育てる」を内容とするパンフレット配布やセミナーの開催を実施した。また、全国の都市地域の材木店等 10 か所に「街角木ポイント」を設置し街角における木材利用の推進活動を実施した。

(6) 美しい森林づくり推進国民運動と木材利用推進について

「美しい森林づくり推進国民運動」は、木材利用を含めた活動が推進されており、平成 21 年度の全国会議では「日本の森林で育った木の利用を進めるなど、美しい森林づくりの取組を進めます」などの活動宣言が行われている。全木連としても地域材利用も含めたこの運動の推進のため、会員への情報提供などの積極的な対応に努めた。

(7) 木育の推進

木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育」の取組については、各地域、団体等で取組みが進められている。中長期的な木材利用推進のためには、こうした取組みは大事なことである。全木連では、この「木育」活動の推進のほか、平成 21 年 9 月の第 9 回高校生ものづくりコンテスト関東大会、平成 22 年 1 月の「全国中学生創造ものづくり教育フェア」に資材提供等の協力を実施した。また、全国木材産業振興大会において、木育ノート「木のこと学ぼう！友だちになろう！」を配布した。

Ⅱ 住宅への木材利用促進

1. 住宅への木材利用促進

地域材の住宅建築等への利用推進は極めて重要であることから、各種イベント等において、パンフレット配布等を通じて広く普及を図るとともに、林野庁、国土交通省等の地域材利用対策、木造住宅対策などの積極的活用促進に努めた。

また、「木のまち・木のいえ推進フォーラム」に積極的に参画し、住宅・建築物への木材利用促進に向けた産官学連携に取り組んだ。

2. 国産材住宅づくりネットワークの促進資料 4

日本の木で住まいづくりを推進する「日本の木のいえ情報ナビ」が開設され、

地域材の家づくりに関する建築知識、地域木材情報、金融情報、工務店情報などのサービス提供が進められている。これは、林野庁の平成 20 年度の第二次補正予算、21 年度予算及び第一補正予算で措置された事業を活用して整備が進められているものである。サービスは全国単位、都道府県単位の団体、事業者等が有機的な連携の下に推進する仕組みになっており、全木連では都道府県木（協）連とともに林野庁、（財）日本住宅・木材技術センターなどと協力してそのネットワークづくり、活用推進に努めた。

3. 木造住宅振興対策の積極的活用資料 5,6,7,8,9,10

(1) 長期優良住宅等への木材利用促進

ア 国土交通省では木造住宅の振興を図ることを目的として長期優良住宅普及促進事業など積極的に事業を展開している。

その内容は、①地域木造住宅市場の活性化に資する木造住宅の供給体制整備、普及推進、企画開発などを推進する「地域木造住宅市場活性化推進事業」②「いいものをつくってきちんと手入れして長く大切に使う」というストック社会における住宅のあり方・内容をモデルの形で広く国民に提示し、技術の進展、普及啓発等を推進する「長期優良住宅先導的モデル事業」③地域の中小住宅生産者による長期優良住宅の取組を促進する「長期優良住宅普及促進事業」（21 年度第一次補正予算）④住宅・建築物における省 CO₂ 対策を推進する「住宅・建築物省 CO₂ 推進モデル事業」⑤木造展示住宅の建設や木材生産現地研修会の開催などを行う「地域材活用木造住宅振興事業」（21 年度二次補正予算）などである。

イ これら事業は、民間事業者等の提案公募により進められるもので、全木連としては、事業の内容、公募条件、採択状況等について機会あるごとに情報連絡しその有効活用を推進した。その実施状況は、相当数の木材関連事業者、都道府県木連などによる提案が採択され、地域材の利用推進、建築関係事業者との連携促進が取組まれている。

(2) 住宅エコポイント制度の活用推進資料 11

平成 21 年度第二次補正予算で住宅エコポイント制度が措置された。全国木材産業振興大会でこのような制度の創設について決議していたものである。木造住宅については、木材が炭素を固定し製造エネルギーも少ないといった観点から、他の工法に比べて有利な条件となっており、その活用推進に努めた。

4. 地域材を利用した住宅建設促進のための地方単独事業の推進 ……資料 12

都道府県、市町村における地域材利用の住宅助成の実施状況、これに対応した地方財政措置などの情報を提供し、地方単独事業の有効活用の取組みを推進した。

Ⅲ 公共施設等への地域材利用促進

1. 公共施設等への利用促進 ……資料 13,14

公共施設、公共工事への木材利用は、木材利用のシンボルにもなり、これまでその促進に努めてきたところである。平成 21 年度第一次補正予算の森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）は景気対策を目的として措置され、武道館等公共施設の建設に活用できるもので、全木連は会員とともにその有効活用による木材需要拡大に取り組んだ。

農林水産省は平成 21 年 12 月 10 日に「農林水産省木材利用推進計画」を作成し、公共土木工事における木材使用、国の補助事業施設、庁舎の木造化と内装の木質化を徹底して取り組んでいくこととした。一方、文部科学省では平成 21 年 11 月から「学校の木造設計等を考える研究会」を開催し、学校の木造化・内装化の促進に向けた取組みを進めている。また、政府は平成 22 年 3 月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法制度」を国会に上程した。この法案は国等が整備する公共建築物等における木材利用についての基本的な方針を明らかにし、それに即して官公庁や学校の施設の率先木造化とそのための木材供給体制の整備を促進しようとするものである。

全木連は、公共施設等への木材利用を加速できるよう、これら対策・制度の実効性確保、制度実現の要請等に取り組んだ。

2. 商工業建築物等への利用推進 ……資料 15

商工業建築物については、今後の木材需要の拡大が期待できる先である。このところ、経済・商工業界において木材の環境貢献に対する理解が進展し、低階層建築物の木造化や内装材への利用への関心が高まりをみせてきている。

こうしたことを踏まえ、商工業建築物等への木材利用について、木材利用推進中央協議会の事例発表会への協力、事例掲載のパンフレット配布等に努めた。

3. 地域ブランド並びに農商工連携施策の推進 ……資料 16

木材関係の地域団体商標制度に基づく登録は、平成 22 年 2 月までに「西川材」（埼玉県）、「南部の木」（山梨県）、「木曽檜」、「木曽桧」（長野県）、「東濃桧」、「東濃ひのき丸太」（岐阜県）、「北山丸太」、「北山杉」（京都府）、「吉野材」、「吉

野杉」、「吉野桧」（奈良県）、「小国杉」（熊本県）の 12 件となっている。

この制度と関連して農林水産省の「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」の活用等の推進、並びに中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携しそれぞれの経営資源を有効に活用し新商品の開発、生産若しくは需要の開拓などを促進する「農商工連携」制度の有効活用推進に努めた。

Ⅳ 地球温暖化防止と木材利用推進の取組み

1. 違法伐採対策の推進……………資料 17

（１）合法木材製品の安定的供給体制の推進

ア 平成 20 年度の合法木材供給実績は、認定事業体の取り扱う国産材原木のうち 6 割と前年と同様の比率であったが、取扱量は前年の 1.2 倍と着実な前進がみられた。平成 22 年 3 月段階で認定団体数は 140 団体、認定事業体数は 7,661 事業体となっており合法木材供給体制の整備が着実に進展している。

イ 合法木材の信頼性向上を図るため、合法木材供給事業者認定団体の責任者を対象とした中央研修、全国の認定団体による事業者研修を実施した。また、その効果的な取組みに資するよう、平成 21 年 12 月に優良事業者、認定団体などに表彰等を実施した（供給部門 2 社に林野庁長官感謝状が贈呈）。

（２）合法木材の普及・利用推進の取組み

ア 合法木材の普及・利用を推進するため、認定団体（都道府県木（協）連など）の協力を得て国等の機関、地方公共団体への普及活動や建築関係者向けのセミナー等を開催した。さらに、DIY 協会メンバーへのアンケート調査実施等を通じて合法木材利用促進に努めた。

イ また、一般消費者需要者への普及をはかるため、一般消費者向けのポスター、パンフレットを作成配布するとともに、DIY ショウへの出展、農林水産省消費者の部屋、DIY ホームセンター店頭でのフェアなど多彩な取り組みを行った。

（３）海外に対する情報発信等

ア 輸入材産地国における輸出業者、輸入材を扱う輸入業者、問屋等を対象として、ガイドラインによる合法証明方法、日本における合法木材供給の意義などに関するセミナーを海外 4 カ国から代表を招いて開催し、Goho・wood の取り組みをアピールした。

イ 中国木材流通協会の招待を受け、広州市で開催されたフェアにおいてセミナーを開催し、日本の取り組みを中国の関係業界に PR した。

2. 木質バイオマスの利用推進

(1) 木材のカーボンビジネスとしての取組み …………… 資料 18,19

地球温暖化対策基本法案が国会に上程され、低炭素社会の構築に向けて、国全体を動かす仕組みとして税のグリーン化、見える化などの取組みが進められているが、こうした動きは、木材利用の推進、新たなビジネスチャンスにつながるものであり、その対応に積極的に取組んだ。

ア カーボンフットプリントの制度は、商品の製造・輸送・排気などで発生する CO₂ の量を表示するものである。これについては経済産業省が検討を進め 21 年度から試行的に事業を実施している。林野庁では木材利用に関する省 CO₂ 効果や炭素貯蔵量を定量的に評価・表示するマニュアルの作成を進めている。全木連は、これら検討会メンバーに参加し、分かりやすく、使いやすい指標となるように要請してきた。

イ 温室効果ガス（CO₂ など）排出量取引の国内クレジット制度、カーボンオフセットクレジット制度などが開始されている。木材関連では、エネルギー源が木質バイオマスに転換されていくことにより、温室効果ガスが削減されるのでそのことが取引対象となる仕組みである。これらについてその普及、取組推進に係る情報提供を実施した。

ウ 経済産業省は 21 年 12 月に「グリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」を発表し、平成 23 年度までに再生可能エネルギーの全量買取り制度導入を検討することとしている。木質資源と深く関係があるものであり動向を注視しつつ情報提供・必要な働きかけを実施した。

(2) 間伐材等有効活用のニュービジネス創出等の取組み …………… 資料 20

ア 間伐の実施と、間伐により発生する木質資源の効率的な収集、運搬、これらの木質資源の利用に総合的に取り組んでいくニュービジネス創出の取組みを全木協連に協力して推進した。また、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法制度に基づき、農林漁業者又は木材製造業者とバイオ燃料製造業者が共同で事業展開をしていく場合の金融、税制優遇措置の有効活用を推進した。

イ 製紙業界の間伐材製紙用チップの需要に対応し、林野庁の「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づいて供給体制の整備に努めるとともに、効率的な供給システムについて要請を行った。

V 木材産業の生産加工体制整備

1. 木材産業の体質強化の取組み

(1) 「森林・林業再生プラン」資料 21

農林水産省は、平成 21 年 12 月 25 日に 10 年後の木材自給率 50%以上を目指すべき案として「森林・林業再生プラン」を作成・発表した。木材産業関係については、

ア 国内の加工・流通構造の改革

イ 地球温暖化防止への貢献度やコンクリート社会から木の社会への転換を実現するための木材利用の拡大に向けた制度等の検討

などとされている。農林水産大臣を本部長とする「森林・林業再生プラン推進本部」において検討が進められ、木材利用推進、木材産業の生産加工体制整備のための具体的施策の方向性が明確にされることになっている。木材業界の振興につながる施策検討になるよう機会を捉えて働きかけているところである。

(2) 木材産業業況改善対策

住宅着工が不振を極め、木材産業は厳しい環境に直面していることから、平成 21 年 1 月に設置した「金融危機木材産業影響対策本部」を中心に林野庁の対策本部と連携を図りつつ、セーフティネット等経営支援対策など会員に対する情報提供や要請活動等を実施した。また、平成 21 年度早々の「経済危機対策」、年末の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」、22 年度の予算、税制改正等への木材産業関連対策の拡充等について活動を強化した。

(3) 経営支援の取り組み資料 1,22,23

ア 平成 21 年 8 月に正副会長と林野庁幹部との間で意見交換を実施し、木材利用推進対策、木材産業振興対策・構造改革対策など木材産業の振興、違法伐採対策、輸入木材への対応、JAS 製品などの推進等について要請した。

12 月に平成 22 年度予算等に関する施策要望、平成 22 年 1 月には農林水産省が検討していた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法制度」の実現に向けた要請活動を日本林業協会等中央団体とともに実施した。

イ 平成 21 年 10 月の全国木材産業振興大会のスローガン「新たな木材利用への挑戦で木材産業の創造的再興」－「木づかい」で CO₂ の削減・豊かな生活－決議に即し①木造住宅、公共施設等の着工増対策、②木質バイオマスへの燃料利用、国産材への原料転換対策③林業・木材産業のセーフティネット対策（林業信用保証基盤の強化等）などが、国の経済対策、予算、金融、税制などに反映されるよう会員と連携した活動に取組んだ。

このような要請活動の結果、セーフティネット対策、別掲の木材産業関連の予算措置と（４）の具体的保証制度の拡充等が実現した。

（４）セーフティネット対策の取組み …………… 資料 24,25

ア 農林漁業信用保証制度については、平成 21 年度第一次補正予算（77 億円）措置により、平成 21 年 6 月 2 日から平成 22 年 3 月 31 日までの臨時的措置として「フォレストサポート保証」（100%保証、無担保限度額は他の資金と別枠で 8 千万円）が開始され、さらに、平成 21 年度第二次補正予算（20 億円）により、「林業・木材産業経営安定化保証」（原則 100%保証、無担保限度額は他の資金と別枠で 8 千万円）が平成 22 年 2 月 1 日から平成 23 年 3 月まで実施されることとなった。全木連は、これら制度の実現のため積極的な活動を実施した。

イ 中小企業信用保険制度については、一般製材業等のセーフティネット保証制度の指定は通常は 3 ケ月ごとに見直しされるものであるが、平成 21 年 10 月 31 日からは緊急保証（原材料価格高騰対応等緊急保証）が開始され、一般製材業等のセーフティネット保証制度の指定期間は平成 22 年 3 月 31 日とされた。さらに、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」による「景気対応緊急保証」の創設等の中小企業資金繰り対策が平成 22 年 2 月 15 日から平成 22 年度末まで実施されることとなった。

また、景気対策緊急保証で、業種指定が林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）、木材・木製品製造業（家具を除く。）、家具・装備品製造業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業などと大括り化されて木材関連産業の業種は殆ど網羅されることになった。さらに、緊急保証の 30 兆円の利用枠に加えて新たに 6 兆円が追加されて合計で 36 兆円の利用枠に拡大されて、保証限度額 8 千万円：無担保、2 億円：有担保、信用保証協会の 100%保証（通常は 80%）の措置が行われた。

（５）雇用調整、雇用対策の取組み …………… 資料 26

景気後退に伴う厳しい雇用情勢に対応して、雇用調整助成金制度が平成 20 年 12 月、平成 21 年 2 月に改善が行われ助成率の引上げ、助成要件の大幅改善が行われ、さらに平成 21 年 12 月からは助成要件が改善された。これら助成金や厚生労働省の「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用対策事業」の有効活用を推進した。

(6) 製材のこ目立ての技能検定について

製材のこ目立ては、厚生労働省の技能検定の職種となっているが、近年は受講者が少なく職種の統合等の検討対象になることが懸念された。このため、製材のこ目立て技能検定に関する実態、ニーズを把握し、製品の品質・性能、工場の安全性の確保等の観点から制度存続の要望を実施した。

2. 木材需給の変化に応じた木材産業の確立

(1) 中小工場の有機的連携、原料転換等の促進

国内の森林資源が成熟してきており、その利用促進が重要となっている中で、中小工場の連携による地域木材産業の活性化、外材工場の原料転換を推進した。

ア 木材需要減少等の影響を受けて事業撤退、倒産等により工場数は大幅に減少し続け、地域の木材の利用・加工体制の弱体化が懸念されていることを踏まえ、補助事業の「地域材の水平連携加工システム整備事業」を活用して地域の中小工場が連携して品質管理や製品の安定供給を行う体制整備の促進に努めた。

イ 丸太輸入環境が大きく変化し、特に北洋材にあっては輸出税等の影響により輸入量が激減してきている。したがって輸入材を原料としていた製材工場について、加工・販売のノウハウを活かして原料を資源的に充実してきている国産材などに転換していく取組みを推進した。

(2) 木材加工流通の合理化、高度化 資料 27,28

平成 19 年度に作成した JAS 関係リーフレットを事業者のほか設計者等に配布して、品質の明確な JAS 製材品供給体制の整備促進に努めた。また、国産材製品フェアなどで JAS 製品を展示するなど一般消費者に対してその普及に努めた。

ア 低コストかつ品質の安定した加工・流通体制の構築に向けて、高性能木材機械施設、乾燥施設等の整備に有効な交付金・補助事業、融資事業、リース事業などについて広く情報提供を数次にわたって行いその活用を推進するとともに制度充実の働きかけを実施した。

イ 国産材への原料転換の円滑化のため、林野庁の「原料転換促進協議会」に参加するとともに原料転換対策の充実の働きかけやその取組推進に努めた。

ウ 林野庁の「木材需給会議」に委員として協力し、木材需給の安定化に努めるとともに国土交通省の「建築資材需給連絡会」に協力し公共事業での木材供給の安定化に努めた。

(3) JAS 制度等の普及資料 29

JAS 工場の認定業務等については、平成 21 年 3 月から一般社団法人全国木材検査・研究協会が全面的に行うことになったが、品質の明確な JAS 製材品供給体制の整備は木材業界において緊要の課題であり、全市連、全買連と共同して「JAS 製材品普及推進展示会」を全国 7 箇所で開催するなど JAS 制度の普及促進に努めた。また、一般消費者に対しても国産材製品フェアなどで JAS 製品を展示するなどその利用推進に努めた。

なお、平成 22 年 3 月末の全国の製材 JAS 認定工場数は、602 工場となっている。

(4) 地域材原木の安定供給体制への取組み

原木の安定供給を確保するためには、施業の集約化・路網の整備とともに林業機械の整備等を図り、素材生産事業の規模拡大と生産性の向上を実現することが重要であることから、全素協等とも連携を図りつつリース料助成事業等を通じ高性能林業機械の導入への取組みを促進した。

(5) 木材安定供給圏域システムモデル事業の推進

新生産システム推進対策事業に係る 11 のモデル地域のうち 5 モデル地域の 8 事業体に対し、経営診断、移動経営診断又はフォローアップ経営診断を実施し、経営診断書を日本林業技士会に提出した。

また、新販路開拓事業の関係では、業界団体、学識経験者の委員からなる企画運営委員会を組織し、展示・商談会は効果的な集客のために、「Japan Home & Building SHOW 2009」(11 月 東京ビッグサイト)における、「活かして使おう国産材フェア」との連携を図り、11 のモデル地域の関係事業体のうち 3 事業体の参加を得て国産材製材品、内装材、エクステリア用品などの展示・PR、商談会を実施した。さらに、新生産システムに関連する商品の新販路開拓のため、新生産システムホームページの中に構築している情報発信システムの定着に努めた。

(6) 労働安全衛生対策

木材業界を挙げた労災防止の活動が実り、平成 21 年度からの木材・木製品製造業の労災保険料率は、現行より千分の 3 引下げとなって千分の 15 になった(年間 16 億円の負担減と想定)。平成 21 年度は林材業ゼロ災運動、林材業リスクアセスメント活動を推進した。

(7) 林業退職金共済制度加入促進についての対応

林業退職金制度については、その重要性に鑑み、引き続き加入促進について都道府県木連を通じて要請した。

(8) 外国人研修問題への対応

国際研修協力機構の外国人研修・技能実習制度の導入問題については、その実施希望についてのアンケート調査を実施した

(9) 木材輸出への対応

木材の海外への輸出に関する関心が高まっていることから、木材輸出振興協議会と連携し関連情報の入手とその推進に努めた。

(10) WTO貿易交渉など貿易問題

ア 2001年(平成13年)以来続けられているWTOのドーハラウンドについては、平成21年12月閣僚会議が開催されたが、世界的な不況が続き途上国・先進国間で考え方の相違を埋めるにいたらず、平成22年以降に持ち越しとなった。関税分野については、平成20年12月に交渉のたたき台としての議長テキストが公表された。また、平成18年6月に米国、カナダ、ニュージーランドなどにより林産物の関税撤廃・調和についての提案がなされているが、全木連は林野庁と連絡をとり重大な関心を持って見守っているところである。

メキシコ、シンガポール、マレーシア、インドネシアを含むASEAN諸国など、11の協定が合意され発効しており、また韓国、豪州など4カ国(地域)と交渉中となっている。全木連としては、木材産業を取り巻く事情を踏まえ品目により柔軟な対応がとれるように努めた。

イ 北洋材輸出税問題

ロシア政府は2007年に政令を発表し、丸太など未加工木材について段階的に輸出税を引き上げるとし、平成20年4月からは25%の税率となった。平成21年及び22年1月からは80%に引き上げるとされていたが、ロシア政府は針葉樹について1年間の執行延期としている。これらに伴い、北洋材の輸入量は激減し関連事業者の経営環境は極めて厳しいものとなり、全木連は原料転換等の推進、情報収集・交換に努めた。

(11) フォークリフト等の軽油引取税の免税措置への対応 ……………資料 30

軽油引取税(地方税)については、平成21年度の税制改正において、道路特定財源が一般財源化されることに伴い軽油引取税を目的税から普通税に改めて用途制限を廃止することとなったが、軽油引取税の免税措置につい

ては平成 22 年度も存続されることとなった。この免税措置はおよそ年間 12 億円の経済効果をもたらすと推定され引き続きの利用推進に努めるとともに、制度の存廃について注視しつつ必要な対応をしていく。なお、免税措置の対象は、「木材加工工場〔一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業（集成材製造業を含む）、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注葉業及び木材防腐処理業〕」、「木材市場」で使用される道路の使用に直接関連を有していないと認められるフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ及びクレーン（事業場内において、もっぱら木材の積卸しのために使用する機械の動力源用）の軽油が免税措置を受けるものである。

3. 平成 21 年度補正予算及び平成 22 年度予算の確保等

木材・住宅・中小企業関係予算の確保について、政府等に働きかけた結果、次のとおり平成 21 年度補正予算（一次、二次）及び 22 年度予算について新規・拡充、林業関係金融制度の拡充が実現できた。

《林野庁予算》

【平成 21 年度一次補正予算】……………資料 31-1

- 1 森林整備加速化・林業再生事業……………123,844 百万円
- 2 住宅分野における国産材需要拡大緊急支援事業……………530 百万円
住宅づくりについての情報サイトの機能強化及びモデル住宅の展示等による国産材住宅の普及推進
- 3 林業経営支援事業……………7,762 百万円
間伐の実施、利用促進のための無担保保証枠の拡大等のため、農林漁業信用基金への出資拡大等

【平成 21 年度二次補正予算】……………資料 31-2

- 1 地域材利用加速化緊急対策事業……………999 百万円
地域材を活用した住宅や製品の実用化及び普及推進
- 2 林業・木材産業経営安定化対策事業（新規）……………2,000 百万円
（独）農林漁業信用基金に無担保無保証人保証を創設

【平成 22 年度予算】

（林野庁木材産業課関係）……………資料 31-3

- 1 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業（拡充）……………488 百万円
地域型住宅づくり支援と地域材製品の開発普及への支援
- 2 地域材利用加速化支援事業（新規）……………702 百万円

地域材を活用した製品の実用化及び普及推進への支援

- 3 地域材の水平連携加工システム整備（継続）……………7,085 百万円の内数
水平連携に伴う生産品目転換、品質向上、効率化などへの支援
- 4 地域材の水平連携加工システム推進事業（継続）……………42 百万円
水平連携に伴う生産品目転換等への経営指導、品質管理などへの助成など
- 5 木材産業原料転換等構造改善緊急対策事業（継続）……………400 百万円
原料の国産材への転換のための設備資金・運転資金借入れに対する利子助成
- 6 製紙用間伐材チップ安定供給システムモデル事業（継続）7,085 百万円の内数
製紙用間伐チップの安定供給のための製造施設運搬機器等の整備支援
- 7 木のまち・木のいえ環境モデル整備（新規）……………7,085 百万円の内数
国土交通省と連携し地域材の安定供給体制を整備

（林野庁木材利用課関係）…………… 資料 31-4

- 1 木材利用促進のための市場情報集積・提供事業（新規）……………50 百万円
国内外の木材市場に関するきめ細かな情報収集等に対する支援
- 2 木質バイオマス利用加速化事業（新規）……………622 百万円
木質バイオマスの利用拡大への普及事業、販路拡大事業の支援
- 3 木材利用によるグリーン・コーポレート対策事業（新規）……………148 百万円
「木づかい運動」、木育を促進し、地域材の実需に結び付ける
- 4 木材追跡システム実証事業（継続）……………27 百万円
木材トレーサビリティ技術を活用し、熱帯材の伐採現場において実地実証
- 5 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業（新規）……………139 百万円
合法木材の民間市場及び一般消費者への普及
- 6 森林・林業・木材産業づくり交付金のうち
木造公共施設整備（継続）7,085 百万円の内数
展示効果のある公共施設をモデル的に木造での施設整備
木質バイオマス施設整備（拡充）7,085 百万円の内数
木質バイオマス利活用施設の整備、石炭火力発電所における混焼

（林野庁企画課関係）…………… 資料 31-5

- 1 国産材需要・供給拡大林業保証事業（新規）……………410 百万円

（林野庁経営課関係）…………… 資料 31-6

- がんばれ！地域林業サポート事業（拡充）……………120 百万円
高性能林業機械のリースによる導入支援

《国土交通省住宅局予算》資料 32

【平成 21 年度二次補正予算】

- 1 住宅版エコポイント制度の創設新規) …33,300 百万円（他に経済産業省、環境省計上分 66,700 百万円）
エコ住宅の新築又はエコリフォームの実施によりエコポイントの発行
- 2 地域材活用木造住宅振興事業新規 110 百万円
地域材を活用した展示住宅の整備や地域材活用に関する技術研修など

【平成 22 年度予算】

- 木のまち・木のいえ整備促進事業（新規）5,000 百万円
大規模木造建築物及び地域材を使った木造の長期優良住宅整備を支援

《中小企業庁予算》資料 33

- 1 経済危機を乗り越えるための緊急対策

○中小企業の資金調達の円滑化	H21 年度	H22 年度
・セーフティネット貸付等の万全な実施	(187 億円 →	192 億円)
・緊急保証制度等の万全な実施	(56 億円 →	81 億円)
- 2 中小企業の新分野への進出支援

○中小企業の研究開発支援	(121 億円 →	186 億円)
○国内外への販路開拓支援	(121 億円 →	86 億円)
○低炭素型社会への対応	(20 億円 →	18 億円)
- 3 中小企業の経営力の向上

○事業再生・継承支援	(106 億円 →	93 億円)
○下請取引の適正化の推進	(8 億円 →	8 億円)

4 平成 22 年度林産・住宅・中小企業税制改正

平成 22 年度の税制改正に対し、全木連としては、森林吸収源対策推進のための環境税の導入、炭素固定に資する木材利用を推進するための税制措置の導入、住宅取得資金の贈与特例措置の延長、軽油引取税の免税措置の存続などについて要望した。その結果、平成 22 年度税制改正大綱において、以下のような事項が実現した

（木材業関係）資料 34

- 1 住宅取得等資金にかかる贈与税非課税枠の拡大
- 2 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

- 3 木材加工業者等に対する軽油免税措置の存続
- 4 環境税（地球温暖化対策のための税）については 23 年度の実施に向けた成案を得るべく、さらに検討。

(住宅税制)資料 35

- 1 住宅取得等資金にかかる贈与税非課税枠の拡大
- 2 長期優良住宅に対する新たな特別控除制度の延長
- 3 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

(中小企業税制)資料 36

- 1 中小企業投資促進税制の 2 年間延長
- 2 中小企業等基盤強化税制（期限 22 年度末）の拡充（中小企業による情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加）
- 3 少額減価償却資産の特例の 2 年間延長
- 4 個人事業主の共同経営者の小規模企業共済制度への加入拡大
- 5 中小企業倒産防止共済制度の拡充（限度額の引き上げ等）
- 6 中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置の延長

Ⅵ 住宅建築環境変化への対応

平成 21 年の新設住宅着工戸数が、急速な景気後退により低位な水準で推移した中で、Ⅱの「住宅への木材利用促進」取組みのほか、住宅建築への木材利用が推進できる住宅建築関連制度への対応を実施した。

1. 住宅関連諸制度への対応資料 37

ア 構造計算偽装問題に関連した一連の建築関連法制度については、改正建築士法が平成 20 年 11 月に施行され、一定の建築物については平成 21 年 5 月からは同法に基づく構造設計一級建築士の関与の義務付けが開始された。特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律は、平成 21 年 10 月に施行されたが、それに伴い現場の混乱や住宅建築の減少、建築物への木材使用への影響がないように、保険引受情報の提供、木材に関する瑕疵事例等の手引を配布した。なお、木造 2 階建て以下等の 4 号建築物の特例措置の見直し問題については当分の間は見送られる見通しとされている。

全木連では、今後とも木材利用が推進できることを基本として、これら建築関係諸制度への対応を進めていくこととしている。

イ 国土交通省は、平成 22 年 1 月に建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化等についての「建築確認手続き等の運用改善の方針」のとりまとめ・公

表を行った。さらに、平成 22 年 3 月には、有識者や実務者等から構成する「建築基準法の見直しに関する検討会」を設置し、幅広い観点からの制度のあり方の検討を進めており、これらの動きについて情報連絡に努めた。

ウ 国土交通省では伝統的構法を再評価するために、構造実験・分析、地域建材の品質性能の調査などに取組んでいる。このことは地域材利用を図る上で注目されるところであり、全木連では情報の収集・提供、調査委員会への参加等を実施した。

2. 住宅産業業界等との連携資料 38

平成 21 年 2 月に木材、住宅関連の事業者、研究者等が参加して「木のまち・木のいえ推進フォーラム」が設立され、その後、全国各地においてリレーフォーラムが開催されている。住宅建築における木材利用を確保していくためには、住宅業界、研究者等との連携推進が重要であり、その活動を積極的に支援した。また、全国中小建築工事業団体連合会、日本木造住宅産業協会に全木連が実施する各種委員会等に参加してもらうなどにより、その連携強化に努めた。

3. 会員等への積極的な情報提供等

住宅建築関係諸制度、補助・融資・税制などについて、最新情報を全木連 HP に掲載するとともに、情報通知を実施した。

VII 環境、健康・安全対策の推進

1. 木くずの燃料利用に係る取扱いについて

木くずの取り扱いについては、一定の要件を満たす燃料として利用される木質焚ボイラーは、産業廃棄物の焼却施設には当たらないものとして取り扱われることとなっており（平成 19 年 7 月 10 日付け 19 全木連発第 117 号）、引き続きその定着化に努めた。

〔木くずの燃料利用に係る取扱いの概要〕

- ① 製材工場等（集成材工場、合・単板工場、プレカット工場、フローリング工場）において工場又は事業場内の生産工程でボイラーが利用される場合、廃棄物焼却施設には当たらない。
- ② 当該ボイラーには、生産事業場において協同組合が設置及び複数の者が共同で設置するボイラーも含む。
- ③ 有害物質の含有の観点等生活環境保全の担保措置は必要引き続き、この制度の定着化に努めた。

2. 事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が改正され、産業廃棄物である「木くず」の範囲が変更され、平成 20 年 4 月 1 日から、それまで一般廃棄物であった①物品賃貸業に係る木くず(リース事業者から排出されるリース物品(家具・器具類等)に係る木くず)、②貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)に係る木くずが産業廃棄物として取り扱われることとなった。このことについて現場で混乱が生じないよう必要な対応をした。

3. 揮発性有機化合物(VOC)問題への対応資料 39

平成 21 年 8 月に建築学会から「アセトアルデヒドによる室内空気汚染に関する濃度等基準・同解説案」が提起されたが、その内容は根拠のない基準・考え方であり、パブリックコメントを提出するとともに 2 回にわたり、撤回を強力に申し入れた。トルエン、キシレン等の 4 VOC については、建材関連団体でその放散量表示制度を開始しているが、製材品からは全く放散しないことが明らかとなっており、これらも含め製材品の健康安全性についてリーフレット、各種イベント等で普及を図った。

4. 建築物総合環境評価システム(CASBEE)への対応

建築物総合環境評価システム(CASBEE 事務局；環境建築・省エネルギー機構)に、平成 19 年 7 月個別住宅レベルにおける新たな基準である、「CASBEE-すまい(戸建)＜暫定版＞評価マニュアル」が作成された。これらの基準が住宅部材としての木材の調達に影響を与えることから、全木連は意見を提出したところ、合法木材の位置づけなどについて意見が反映されたところであり、その後の情報収集に努めた。

5. 緑の循環認証会議(SGEC)への対応

日本型森林認証の仕組みである、緑の循環認証会議(SGEC)は、認証森林面積が平成 22 年 3 月現在で国内の 816 千 ha と着実に拡大しており、分別表示認定事業者の数も 353 と増加している。SGEC の運営に対しては、全木連会長が理事をつとめるほか、専門部会にも人的な貢献をし、認証制度の普及や他の認証制度との連携などについて貢献した。

6. 環境税等の動向資料 40

平成 22 年度税制改正要望の環境税（地球温暖化対策のための税）については平成 23 年度の実施に向けた成案を得るべくさらに検討ということになった。森林整備に係る地方の独自課税制度については、導入済の都道府県は 30 となっている。

Ⅷ 全木連活動の活性化等の取組み

1. 第 44 回全国木材産業振興大会資料 41

平成 21 年 10 月 23 日、全木連・全木協連共催、東京都木連協力による第 44 回全国木材産業振興大会を東京都内で開催した。「新たな木材利用への挑戦で木材産業の創造的再興—『木づかい』で CO₂ の削減・豊かな生活—」の旗印の下、第 1 部においては式典や、木材産業が一致協力して①一層の景気対策、中小企業対策などの充実②住生活空間への木材利用の一層の拡大、木質バイオマスの活用・普及③合法性の証明された木材の普及利用④消費者・工務店との連携促進と JAS 製品など安全・安心の木材普及・定着⑤炭素を固定し再生可能な「木材」の利用推進が図られる税制度、エコポイント制度などの導入について大会宣言決議を行った。

また、第 2 部ではパネルディスカッション「木のまち・木のいえ推進と木材業の将来」を開催し、木材業界のスローガンである「新たな木材利用の挑戦で木材産業の創造的再興」の実現に向けて木材・建築の産・学の関係者により、新たな木材利用の英知を結集することの必要性を確認した。

2. 全木連各種委員会の活動

- (1) 平成 21 年 8 月 7 日、総務委員会を開催し平成 21 年度全国木材産業振興大会開催方針等を決定するとともに、林野庁幹部と林業・木材産業の振興に関する意見交換を行った。
- (2) 平成 22 年 1 月 19 日に外材委員会を開催し、林野庁担当官から世界の木材貿易動向、WTO 交渉の状況、ロシア丸太輸出税実施情勢、違法伐採問題等について説明を受けた後、各地域における外材の需給動向等の情勢、輸入木材の合法性証明の現状等について意見交換等を行った。
- (3) 平成 22 年 1 月 22 日、国産材委員会を開催し、林野庁担当官から木材産業に関する平成 21 年度補正予算、22 年度予算の概要等について説明を受けた後、国産材の振興方策、各地域における国産材関連企業の動向等について意見交換等を行った。

(4) 平成 22 年 2 月 19 日に P R 委員会を開催し、木材 P R ポスターの企画方針、全木連ホームページの情報発信の内容等について意見交換を実施した。

3. 全木連情報システムの構築への対応

全木連関連～会員団体の情報をリアルタイムに双方向で活用することにより効率的な業務運営を図ることを目的に、全木連のホームページ及び電子メールの運用を行っているが、ほぼ毎週、ホームページの情報を更新するとともに、電子メールを活用した迅速な情報提供に努めた。

主なホームページの情報発信は、木材事業関係情報として、①木造住宅関係情報（全木連の住宅・建築対策本部発信情報、建築関係法、国土交通省の公募情報、長期優良住宅など）、②構造改革対策関係（全木連の金融危機木材産業影響対策本部発信情報、セーフティネット対策、金融関連対策、中小企業対策、雇用対策等）、③環境・リサイクル情報（木質バイオマス、グリーン購入法、木材の見える化など）、④地球温暖化対策関係情報（温暖化ガス、低炭素社会、カーボンフットプリントなど）、⑤木材関係予算・税制関係情報、⑥合法木材ナビ（合法木材供給事業者名簿、シンポジウム・セミナー開催案内など）などである。

4. 経営・技術開発等に関する普及活動

木材関連産業に活用可能な金融・保証等の経営支援対策、新たな事業展開・雇用創出関連対策、さらには技術・製品開発支援対策などについて、各種の施策紹介パンフレットや施策情報一覧を適宜提供した。

5. 第 48 回農林水産祭「実りのフェスティバル」への参加

平成 21 年 11 月に農林水産省と（財）日本農林漁業振興会主催の農林水産祭「実りのフェスティバル」の林産部門の世話役として全木連が協力して、JAS 製材・木質建材、木材利用の推進の P R 展示、日曜大工の開催を通じた木材 P R 等を行った。

6. 都道府県木連総会、全木連支部会議等への出席

- (1) 都道府県木連総会（業種別会員団体の総会を含む。）
- (2) 全木連支部会議
- (3) 木材産業等大会（日本木青連大会を含む）
- (4) ブロックにおける行政との連絡会議（四国、九州）

7. 関係団体活動への参加等

- (1) 森林・林業・木材産業、住宅産業、環境関連団体事業活動への参加・協力、特に、日本林業協会の事業活動には、副会長選出団体として積極的に取り組んでいる。
- (2) 中小企業経営革新推進団体協議会、全国中小企業団体中央会、全国中小企業団体総連合等の事業活動に参加した。